

各位

長崎県土木部長
(公印省略)

現場代理人の取扱いについて(通知)

標記については、令和5年3月13日付け4建企第507号で通知しておりますが、公共工事の更なる円滑な執行を図るため、現場代理人の取扱いについて下記のとおり改正します。

なお、令和5年3月13日付け4建企第507号は、本通知の適用日をもって廃止します。

記

1. 対象

長崎県が発注する工事

2. 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

長崎県建設工事標準請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

1件の工事における請負額が4,500万円未満(建築一式9,000万円未満)の工事(技術者の専任が必要とされない工事)で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

3. 他工事と現場代理人が兼務する場合

次の全ての要件を満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

県内公共工事(国、市町等含む)で、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。

相互の工事現場の移動距離が10km程度または30分程度で移動できる場合。
各々の工事において、請負額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。

兼務する工事の件数は2件（災害復旧工事を含む場合は3件以内）までとする。

発注者又は監督員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うこと。

兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。

兼務する現場代理人は、兼務している工事現場を1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。

4. 発注者への報告及び承諾

2. の現場施工をおこなわない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等が行われていない期間を明示しておくこと。なお、作業が行われていない期間が変更になった際は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打合せ簿」等により、作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

2. の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

3の二以上の工事を同一の現場代理人が兼務する場合

現場代理人が兼務する場合は、現場代理人の通知前に兼務する場合の条件を付した届出を提出し、各発注者の承諾を得、他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

5. 現場代理人と他技術者との兼務

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（令和4年3月24日付け3建企第539号）に基づき承認した場合に兼務を認めるものとする。

6. 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しない。

7. 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

8. 適用日

令和7年2月1日以降に適用する。